

広島県告示第七百六十九号

広島法務局長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつた。

平成三十年十月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 作業種類

公共測量（基準点測量）

二 作業期間

平成三十年十月十五日から平成三十一年三月三十一日まで

三 作業地域

広島市南区青崎地区（広島市南区青崎一丁目の一部、青崎二丁目の一部、東青崎町の一部、向洋本町の一部）、広島市南区大州地区（広島市南区大州一丁目の一部、大州二丁目の一部、南蟹屋一丁目の一部、南蟹屋二丁目の一部、西蟹屋三丁目の一部、東駅町の一部）